

令和3年4月から

～ 赤ちゃんへの支援の充実を図るため、

新生児聴覚検査費用の助成 を始めます！ ～

◆対象となる方◆

令和3年4月1日以降に生まれた赤ちゃんの保護者で、嘉麻市に住民票があり、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯に属する方。
ただし、他の自治体で助成を受けた場合は対象としません。

◆対象となる検査◆

自動 ABR 検査（自動聴性脳幹反応検査）
ABR 検査（聴性脳幹反応検査）
OAE 検査（耳音響放射検査）



◆助成内容◆

生後28日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する上記の聴覚検査を1回に限り、助成します。

自動 ABR 検査	上限 5,000 円
ABR 検査	上限 5,000 円
OAE 検査	上限 3,000 円

※産院で検査費用をいったん自己負担していただき、申請をおこなうことで助成を受けることができます。

◆申請方法◆

新生児聴覚検査を受けた日から1年以内に申請手続きをお願いします。

申請書に必要事項を記載のうえ、碓井総合支所内 子育て支援課 母子保健係に提出して下さい。

〔必要書類〕

- ① 嘉麻市新生児聴覚検査費用助成申請書
- ② 受診した医療機関が発行する領収書・診療明細書の原本
- ③ 聴覚検査の結果が記載されているもの（母子手帳など）
- ④ 生活保護世帯または市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
- ⑤ 印鑑（朱肉を使うものをご準備ください。シャチハタ不可）
- ⑥ 申請者名義の振込口座番号のわかるもの（通帳など）



【お問い合わせ先】嘉麻市役所 碓井総合支所 子育て支援課 母子保健係
電話：0948-62-5715
